

6月から大幅に上がった住民税 **なぜ？**

6月徴収分から住民税が大幅にあがっています。これは、所得税から住民税へのふりかえ（税源移譲）と定率減税の廃止が実施されたことによるものです。

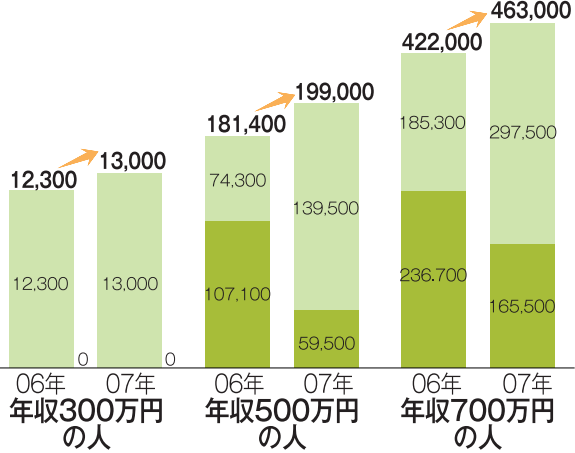


具体例 あなたの場合は？

■ : 所得税 ■ : 住民税

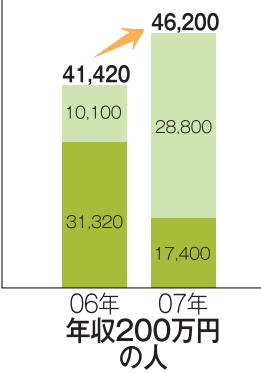
給与所得者の場合

出所: 総務省広報(夫婦+子2人世帯の年税額)



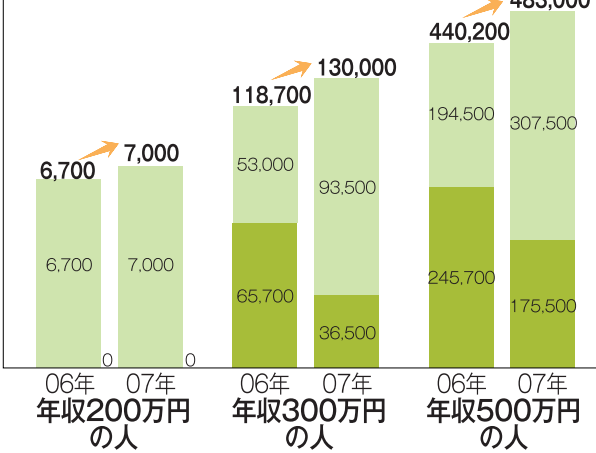
年金所得者の場合

出所: 総務省広報(70歳独身世帯の年税額)
65歳以上の方には、介護保険に加え、来年4月から国民健康保険料(税)の天引きも始まるので大変です。※各年税額は、所得税1~12月分/住民税6月~翌年5月分



事業所得者の場合

出所: 全商連試算(夫婦+子2人世帯の年税額)

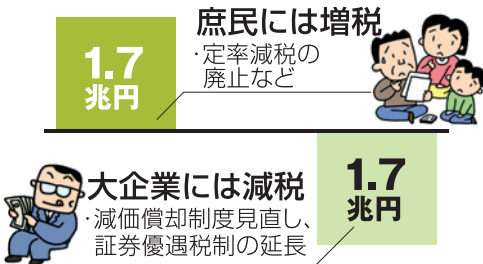


どこで決まった？

2005年	国会	定率減税の半減を決定(自民・公明が賛成)
	市議会(5月)	条例改正で市民税の定率減税の半減を決定 (反対は日本共産党だけ)
2006年	国会	定率減税の全廃を決定(自民・公明が賛成)
	市議会(5月)	条例改正で市民税の定率減税の全廃を決定 (反対は日本共産党だけ)

税の不公平は拡大

今年も庶民増税と大企業減税が同時に実施されました



知らなきゃ損!

国保料や住民税などの減免制度を利用しましょう

払いきれない税金や保険料にはさまざまな減免制度があります。減免してもらうためには、みずから申請する必要があります。詳しくは議員団までお問い合わせください。

国保料減免の条件

- 市独自の減免について
一次のいずれかにあたる人
- ①火災、風水害、震災などの被害のあった人
 - ②失業や事業の休廃業など
 - ③生活が特に苦しい人
- ※その他、特に市長が必要と認めた人

市民税減免の条件

- 次の3つ全部あてはまる人
- ①昨年の所得が600万円以下
 - ②ことしの所得が120万円以下
※控除対象配偶者や扶養家族がある場合は、一人につき35万円プラスされます。
 - ③ことしの所得が、昨年の所得にくらべ、3割以上へっている人

控室相談(随時)

市議員が交替で待っています

とき 毎日(月曜日~金曜日)
午前10時~午後5時

ところ 吹田市役所3階
日本共産党控室

TEL 6337-6853

法律相談(要予約)

とき 毎月第2・第4木曜日
午後6時~8時

ところ あべ府政相談所
朝日町さんくす3番館4階

TEL 6382-0647

その他、介護保険料や利用料の減免、保育料や高校授業料の減免、就学援助の制度など各種支援策があります

公約紹介

市民のみなさんと力をあわせ実現めざします

- 国民健康保険料・介護保険料の引き下げを
- 障害者自立支援法の負担軽減と施策の充実を
- 子どもの医療費助成の所得制限なくし、年限を延長する。学童保育の時限延長
- 市民病院での夜間の小児救急体制の復活
- 小学校全学年で35人学級の実現。中学校給食の実現
- 住宅リフォーム助成など中小業者育成で地域経済の活性化を
- 千里NTの再生は住環境守り住民合意で
- 環境悪化もたらす梅田貨物駅移転反対吹田操車場跡地開発は市民合意で

増税ノーマー、負担軽減にがんばります

吹田市議員団 日本共産党